

開示告示に関するQ&A

(平成30年3月23日公表、平成31年2月18日修正、
令和4年4月28日追加・修正、令和4年11月30日追加、
令和5年3月28日追加、令和6年1月31日修正)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、「銀行法施行規則第十九条の二第二項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(以下、「開示告示」という。)の条文番号となっています。

<行動オプション性の考慮>

【関連条項】第2条第5項、第3条第4項、第4条第4項、第5条第4項、第7条第4項、第8条第4項、第10条第6項、第11条、第12条6項、第13条、第15条6項、第16条

第2条-Q1 Δ EVE の計算において行動オプション性を考慮する場合は、どのような点に留意すべきでしょうか。(平成31年2月18日修正、令和4年4月28日修正)

(A)

銀行勘定の金利リスクにおける行動オプション性とは、例えば、固定金利貸出の期限前返済、定期預金の早期解約、流動性預金の滞留、など、金利変動に対する顧客の必ずしも経済合理性のみに基づかない行動変化がキャッシュフローに与える影響のことを指します。銀行勘定の金利リスクの計算にあたっては、重要性に応じて、これらの行動オプション性を内部モデルの使用又は保守的な前提の反映により適切に考慮することが求められます。

内部モデルを使用する場合は、監督指針(主要行等向けの総合的な監督指針の場合はⅢ-2-3-3-3(注1))の定めに加え、金利変動が観測される5年以上のデータを用いて、現に保有する商品性に応じて区分されたポートフォリオ毎に、金利ショックシナリオに応じた期限前返済率や早期解約率を適切に推計することが考えられます。なお、推計に使用するデータに金利上昇時/金利低下時の状況が観測できない場合には、保守的に推計することとします。

保守的な前提として、それぞれ以下のようなものが考えられます。

・固定金利貸出(住宅ローン)の期限前返済

バーゼル銀行監督委員会による最終文書「Interest rate risk in the banking book」(平成28年4月21日公表)の paragraph 120~124の方法により、金利ショックシナリオに応じた期限前返済率を計算するもの。この場合において、paragraph 121の $CPR_{0,c}^p$ (ベースラインの固定金利貸出残高(住宅ローン)の年間期限前返済率)については、以下の①~③の場合に応じた値を利用することとします。

- ① 十分な質と量のデータを使用して実績値の計算ができる場合(少なくとも3年分

のデータが集積されており、かつ、商品性に応じて区分されたポートフォリオ毎に、正確な実績値を計算していることを、合理的に説明できる場合)

金融機関が保有する期限前返済の実績データから計算される値

- ② データの質が十分でなく、計算された実績値の正確性に懸念がある場合
金融機関が保有する期限前返済の実績データから計算される値。ただし、4%をキャップとする。
- ③ 十分なデータが集積されておらず、実績値を計算することが困難な場合、または、行動オプション性が金利リスク量に与える重要性が僅少だと判断する場合
当局設定値である3%を利用する。

なお、キャップ及び当局設定値の水準については、金利環境の状況等を勘案して、必要に応じて見直すこととします。

・定期預金の早期解約

バーゼル銀行監督委員会による最終文書「Interest rate risk in the banking book」(平成28年4月21日公表)のパラグラフ125~129の方法により、金利ショックシナリオに応じた早期解約率を計算するもの。この場合において、パラグラフ127の $TDRR_{o,c}^p$ (ベースラインの定期預金残高の早期解約率)については、以下の①~③の場合に応じた値を利用することとします。

- ① 十分な質と量のデータを使用して実績値の計算ができる場合(少なくとも3年分のデータが集積されており、かつ、商品性に応じて区分されたポートフォリオ毎に、正確な実績値を計算していることを、合理的に説明できる場合)
金融機関が保有する早期解約の実績データから計算される値。
- ② データの質が十分でなく、計算された実績値の正確性に懸念がある場合
金融機関が保有する早期解約の実績データから計算される値。ただし、13%をフロアとする。
- ③ 十分なデータが集積されておらず、実績値を計算することが困難な場合、または、行動オプション性が金利リスク量に与える重要性が僅少だと判断する場合
当局設定値である34%を利用する。

なお、フロア及び当局設定値の水準については、金利環境の状況等を勘案して、必要に応じて見直すこととします。

・流動性預金の滞留

コア預金を以下の①~③のうちの最小の額を上限とし、最長満期は5年以内(平均満期2.5年以内)で金融機関が独自に定めるもの。

- ① 過去5年の最低残高
- ② 過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高

③ 現残高の50%相当額

<複数通貨のΔEVEの合算方法>

【関連条項】第2条第5項、第3条第4項、第4条第4項、第5条第4項、第7条第4項、第8条第4項、第10条第6項、第11条、第12条6項、第13条、第15条6項、第16条第2条-Q2 通貨ごとに計算したΔEVEを合算する場合は、どのような点に留意すべきでしょうか。(平成31年2月18日修正、令和4年4月28日修正)

(A)

通貨ごとに計算したΔEVEの合算にあたっては、通貨間の金利の相関を考慮する内部モデルを使用することが認められます。ただし、内部モデルを使用する場合には、検証等の管理態勢の構築を適切に行うことが求められます。

また、内部モデルを使用しない場合には、通貨間の金利の相関を考慮しない、次のような保守的な合算方法が適当と考えられます。

$$\Delta EVE_i = \sum_c \max(\Delta EVE_{i,c} ; 0)$$

ΔEVE_i : 金利ショック i (i は開示告示に定められている各金利ショック) における ΔEVE

$\Delta EVE_{i,c}$: 金利ショック i における通貨 c の ΔEVE

<レポ取引等の平均値開示>

【関連条項】第2条、第4条、第6条、第7条、第9条

第2条-Q1 レバレッジ比率規制におけるレポ取引等の平均値の開示において、一部の情報につき、日次の財務数値が取得困難な場合、どの様に対応したら良いでしょうか。(令和5年3月28日追加)

(A)

レバレッジ比率規制においては、改正告示(令和4年金融庁告示第43号)適用後は、四半期末の数値に加えて、レポ取引等について日次平均値を用いて算出した数値を開示することが必要になっています。これは、バーゼル銀行監督委員会が2018年10月18日に公表した文書(「レバレッジ比率のウィンドウ・ドレッシング行動に係るステートメント」)に示されているように、基準日前後に主要な金融商品市場での取引量を一時的に減少させることによってレバレッジ比率を引き上げるといった潜在的な規制裁定行為に対処するために設けられたものです。

このため、原則として基準日間の取引量のボラティリティがレバレッジ比率に与える影響を評価できることが求められますが、一部の情報について日次の財務数値を取得するこ

とが実務上困難である場合は、当分の間、上記の規制趣旨を踏まえた上で、各金融機関にて保守的かつ合理的と判断する代替的な方法により日次平均値を算出することも可能とします。ただし、①レバレッジ比率への影響が極めて僅少であること、②代替的な算出方法による結果が保守的かつ合理的であることを監督当局に対して疎明できること、③当該算出方法が一貫性をもって使用されること、④当該算出方法が適切なガバナンスの下で決定されていること、が必要です。

<低流動性ポジション>

【関連条項】第2条第3項第7号イ(2)、第10条第3項第7号イ(2)、第12条第3項第8号イ(2)、第15条第3項第8号イ(2)等

第2条第3項-Q1 マーケット・リスクに係る定性的な開示事項に「低流動性ポジションの特定」とありますが、具体的にどのようなポジションを指すのか教えてください。(令和4年11月30日追加)

(A)

低流動性ポジションとは、流動性の劣るポジション（売却に困難性を有するポジション及び売却が困難なポジション）又は価格の透明性が限られているポジションをいいます。

<外国為替リスク又はコモディティリスクのみを扱うトレーディング・デスク>

【関連条項】第2条第3項第7号ハ、第10条第3項第7号ハ、第12条第3項第8号ハ、第15条第3項第8号ハ

第2条第3項-Q2 マーケット・リスクの開示事項のうち、「トレーディング・デスク（バンキング勘定の外国為替リスクを有する部門については、トレーディング・デスクとみなす。）の構造及び保有する商品の種類（内部モデル方式を用いてマーケット・リスク相当額を算出するトレーディング・デスクに限る。）」について、開示が不要となるのは、どういったトレーディング・デスクなのでしょう。 (令和4年11月30日追加)

(A)

バンキング勘定において保有する外国為替又はコモディティリスクのポジションに係るリスクのみを扱うトレーディング・デスクである場合であって、当該トレーディング・デスクが標準的方式又は簡易的方式を用いるときに、「トレーディング・デスクの構造及び保有する商品の種類」に関する事項の開示が不要になります。

<国内基準行の定量的開示事項>

【関連条項】第10条4項1号ホ、第12条4項2号ホ、第15条4項2号ホ

第10条-Q1 国内基準行は定量的な開示事項について、どのような様式により記載すればよいですか。(令和4年4月28日追加)

(A)

国内基準行の定量的な開示事項に係る様式については規定されておりませんが、比較可能性を確保する観点から、国際統一基準行の定量的な開示事項に係る別紙様式を参考にすることが推奨されます。

<国内基準行の定量的開示事項>

【関連条項】第10条第5項、第10条第6項、第12条第5項、第12条第6項、第15条第5項、第15条第6項

第10条-Q1 マーケット・リスク相当額を算出する国内基準行は、定量的な開示事項について、どのような様式により記載すればよいですか。(令和4年11月30日追加)

(A)

マーケット・リスク相当額を算出する国内基準行の定量的な開示事項は、別紙様式第11号の2を用いて開示することになります。

<SA-CCRを用いている国内基準行の定量的開示事項>

【関連条項】第10条第4項第2号へ、第10条第4項第2号チ、第10条第4項第4号ハ、第12条第4項第3号へ、第12条第4項第3号チ、第12条第4項第5号ハ、第15条第4項第3号へ、第15条第4項第3号チ、第15条第4項第5号ハ

第10条第4項-Q1 派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の算出にSA-CCRを用いている場合には、これらの与信相当額に係る信用リスク削減手法の効果の適用前の計数をどのように開示すればよいでしょうか。(令和5年3月28日追加)

(A)

国内基準行が派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額の計算にSA-CCRを用いている場合であって、これらの与信相当額に係る定量的な開示を行うときは、信用リスク削減手法の効果の適用の前後にかかわらず、信用リスク・アセットの額の算出に用いている与信相当額に係る計数に基づいた定量的な開示対応を行うこととします。

この場合、第10条第4項第4号ハ、第12条第4項第5号ハ及び第15条第4項第5号ハの規定に基づく開示の対応を省略することで差支えありません。

<別紙様式>

【関連条項】別紙様式第2号第33面、別紙様式第4号第26面

別紙様式第2号-Q1 ネット損失や、共通の原因によるオペレーショナル・リスク損失(グループ損失)が複数の期を跨いで発生した場合に、それぞれの期においてどのように記載すればよいですか。(令和4年4月28日追加)

(A)

自己資本比率規制に関するQ&A第313条-Q10を参照してください。

<別紙様式>

【関連条項】別紙様式第2号第33面、別紙様式第4号第26面

別紙様式第2号-Q2 自己資本比率告示第306条第1項第1号の承認を受けていない連結子法人等の内部損失データも含めて記載する必要がありますか。(令和4年4月28日追加、令和6年1月31日修正)

(A)

自己資本比率告示第306条第1項第1号の算出方法によらない場合(すなわち、内部損失データ利用 ILM を用いず、保守的な見積値を用いる場合等)においては、内部損失データの記載は不要であり、「-」とのみ記載することで差し支えありません。

また、第307条の連結子法人又は事業部門の ILM に保守的な見積値を用いている場合には、当該連結子法人又は事業部門に係る内部損失データについての記載は不要です。

<別紙様式>

【関連条項】別紙様式第2号第33面、別紙様式第4号第26面

別紙様式第2号-Q3 自己資本比率告示第307条に従い、一部の連結子法人又は事業部門の ILM に保守的な見積値を用いている場合、項番11の「ILMの算出への内部損失データ利用の有無」はどのように記載すればよいですか。(令和4年4月28日追加、令和6年1月31日追加)

(A)

法人単位においては内部損失データ利用 ILM を用いているものの、一部の連結子法人又は事業部門の ILM に保守的な見積値を用いている場合は、その旨及びその理由の説明を欄外に記載し、項番11には有と記載する必要があります。

<別紙様式>

【関連条項】別紙様式第2号第35面、別紙様式第4号第28面

別紙様式第2号-Q4 自己資本比率告示第307条に従い、一部の連結子法人又は事業部門の ILM に保守的な見積値を用いていることにより、金融機関グループ内においてオペレーショナル・リスク相当額の算出に複数の ILM を用いている場合、項番2の「ILM」はどのように記載すればよいですか。(令和4年4月28日追加、令和6年1月31日修正)

(A)

自己資本比率告示第306条第1項第1号に定める方法により ILM の算出の承認を受けている金融機関は、項番2には当該方法により算出した ILM を記載する必要があります。

ただし、自己資本比率告示第307条に定める方法により、一部の連結子法人又は事業部門において保守的な見積値を用いている場合は、次の計算式のとおり計算した内部損失データ利用 ILM と保守的な見積値を加重平均した ILM を記載する必要があります。

【計算式】

ILM (項番 2) = {(第 310 条に定められている基準を満たす内部損失データを保有している法人単位の BIC) × (当該法人単位の内部損失データに基づく ILM) + (内部損失データを十分に保有していない連結子法人又は事業部門等の BIC) × (1 を下限として保守的に見積もった ILM)} ÷ BIC (項番 1)

<別紙様式第 4 号>

【関連条項】 別紙様式第 4 号第 26 面

別紙様式第 4 号-Q1 中間事業年度の開示を行う場合、イ～ルの各欄には、それぞれいつを基準時点とした値を記載すべきですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加、令和 6 年 1 月 31 日修正)

(A)

イ欄には開示期の中間事業年度末を基準時点とする 1 年前までの連続した 2 半期のデータを用いて算出した値を、ロ欄には前年の中間事業年度末を基準時点とする 1 年前までの連続した 2 半期のデータを用いて算出した値を、ハ～ヌ欄には同様に順次 1 年間遡ったそれぞれの中間事業年度末を基準時点とする 1 年前までの連続した 2 半期のデータを用いて算出した値を、ル欄には当該中間事業年度末を基準時点とする過去 10 年間のデータを用いて算出した平均値を記載する必要があります。

ただし、注記 m に従い、直近五年以上十年未満の内部損失データを用いてオペレーショナル・リスク相当額の算出を行う場合には、ル欄中「直近十年間」を「直近五年以上の計測期間」と読み替えて対応する必要があります。

<別紙様式第 4 号>

【関連条項】 別紙様式第 4 号第 27 面

別紙様式第 4 号-Q2 中間事業年度の開示を行う場合、イ～ハの各欄には、それぞれいつを基準時点とした値を記載すべきですか。(令和 4 年 4 月 28 日追加、令和 6 年 1 月 31 日修正)

(A)

イ欄(うち、項番 1、項番 6、項番 11 を除く。)には開示期の中間事業年度末を基準とする 1 年前までの連続した 2 半期のデータを用いて算出した値を、ロ欄には前年の中間事業年度末を基準時点とする 1 年前までの連続した 2 半期のデータを用いて算出した値を、ハ欄には同様に 1 年間遡った中間事業年度末を基準時点とする 1 年前までの連続した 2 半期のデータを用いて算出した値を記載する必要があります。

また、イ欄のうち項番 1、項番 6、項番 11 は、以下に掲げる値を記載する必要があります。

項番 1 自己資本比率告示第 305 条第 2 項第 1 号に定める ILDC

項番 6 自己資本比率告示第 305 条第 2 項第 2 号に定める SC

項番 11 自己資本比率告示第 305 条第 2 項第 3 号に定める FC

別紙様式第 4 号

(第二十七面)

(単位：百万円)

OR 2 : B I C の構成要素				
項番		イ	ロ	ハ
		当中間期末	前中間期末	前々中間期末
1	ILDC			
2	資金運用収益	第 305 条第 2 項第 1 号に定める ILDC		
3	資金調達費用			
4	金利収益資産			
5	受取配当金			
6	SC			
7	役務取引等収益	第 305 条第 2 項第 2 号に定める SC		
8	役務取引等費用			
9	その他業務収益			
10	その他業務費用			
11	FC			
12	特定取引勘定のネット損益 (特定取引等のネット損益)	第 305 条第 2 項第 3 号に定める FC		
13	特定取引勘定以外の勘定のネット損益 (特定取引等以外の勘定のネット損益)			
14	B I			
15	B I C			
16	除外特例の対象となる連結子法人等又は事業部門を含む B I			
17	除外特例によって除外した B I			

なお、イ～ハ欄の項番 2～5、項番 7～10、項番 12,13 に記載する値(表内の太黒枠)は、3年平均の値でなく、単年の値とすること^(注)。

(注)当該単年の値が、マイナスとなる場合はマイナス表示で記載すること。

<マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用する金融機関における開示>

【関連条項】別紙様式第十一号の二

別紙様式第 11 号の 2-Q1 マーケット・リスク相当額の算出を要しない金融機関（マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用する金融機関）は、別紙様式第十一号の二による開示は必要でしょうか。（令和 4 年 11 月 30 日追加）

(A)

マーケット・リスク相当額不算入の特例を適用する金融機関は、別紙様式第 11 号の 2 による開示は不要です。